

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

令和6年8月28日
水 俣 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種 類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域 の重複と 有無			
		○		水俣市袋、江添、長野、 長崎	無	令和2年度～令和6年度	タマネギ緑肥の会	農業生産活動の取 組面積の増加
		○		水俣市袋、月浦、江添	無	令和4年度～令和8年度	からたち	農業生産活動の取 組面積の増加